

基安安発0220第1号
平成25年2月20日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
(契印省略)

工業標準「履带式建設リサイクル機械－安全－第2部：ドラム式カッタ
搭載自走式木材破碎機の要求事項」外7件の制定及び日本工業規格
「B8821 クレーン鋼構造部分の計算基準」外1件の改正について(公示)

下記の日本工業規格については、別添のとおり厚生労働大臣及び経済産業大臣が主務大臣となり制定され、平成25年3月21日付け官報に公示する予定である。

内容は、日本工業標準調査会ホームページ(<http://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供することとされるので了知されたい。

また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供することとされるので念のため申し添える。

記

1 制定された日本工業規格

履带式建設リサイクル機械－安全－第2部：ドラム式カッタ搭載自走式木材破碎機の要求事項	A8706-2
クレーン－逸走防止装置－第5部：天井走行クレーン及び橋形クレーン	B8828-5
フォークリフトトラック－安定度及び安定度の検証－第1部：一般	D6011-1
フォークリフトトラック－安定度及び安定度の検証－第2部：カウンタバランスフォークリフトトラック	D6011-2

フォークリフトトラック－安定度及び安定度の検証－第3部： D 6 0 1 1－3
リーチフォークリフトトラック及びストラドルフォークリフト
トラック
フォークリフトトラック－安定度及び安定度の検証－第4部： D 6 0 1 1－4
パレットスタッキングトラック，プラットフォームスタッキン
グトラック及び運転者の位置がリフト高さ1 2 0 0 mmまで上
昇するオーダピッキングトラック
フォークリフトトラック－安定度及び安定度の検証－第5部： D 6 0 1 1－5
サイドフォークリフトトラック
フォークリフトトラック－安定度及び安定度の検証－第6部： D 6 0 1 1－6
運転者の位置が1 2 0 0 mmを超えて上昇するオーダピッキン
グトラック

2. 改正された日本工業規格

クレーン鋼構造部分の計算基準	B 8 8 2 1
クレーン－逸走防止装置－第1部：一般	B 8 8 2 8－1

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成25年3月21日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成25年3月21日

厚生労働大臣 田村 憲久
経済産業大臣 茂木 敏充

記

1. 制定された日本工業規格

履带式建設リサイクル機械－安全－第2部：ドラム式カッタ搭載自走式木材破砕機の要求事項	A 8 7 0 6－2
クレーン－逸走防止装置－第5部：天井走行クレーン及び橋形クレーン	B 8 8 2 8－5
フォークリフトトラック－安定度及び安定度の検証－第1部：一般	D 6 0 1 1－1
フォークリフトトラック－安定度及び安定度の検証－第2部：カウンタバランスフォークリフトトラック	D 6 0 1 1－2
フォークリフトトラック－安定度及び安定度の検証－第3部：リーチフォークリフトトラック及びストラドルフォークリフトトラック	D 6 0 1 1－3
フォークリフトトラック－安定度及び安定度の検証－第4部：パレットスタッキングトラック、プラットフォームスタッキングトラック及び運転者の位置がリフト高さ1200mmまで上昇するオーダピッキングトラック	D 6 0 1 1－4
フォークリフトトラック－安定度及び安定度の検証－第5部：サイドフォークリフトトラック	D 6 0 1 1－5
フォークリフトトラック－安定度及び安定度の検証－第6部：運転者の位置が1200mmを超えて上昇するオーダピッキングトラック	D 6 0 1 1－6

2. 改正された日本工業規格

クレーン鋼構造部分の計算基準	B 8 8 2 1
クレーン－逸走防止装置－第1部：一般	B 8 8 2 8－1

(内容省略)

備考 内容は、日本工業標準調査会ホームページ (<http://www.jisc.go.jp>) において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部及び厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課においても閲覧に供する。